平成 30 年第 7 回佐伯市農業委員会議事録

日　　時：　平成 30 年 6 月 1 日（金曜日）　14 時 00 分～ 15 時 00 分
場　　所：　佐伯市役所　6 階　第 2 委員会室
出席農業委員：1 番　山田　定男　2 番　小野　美智子　4 番　簀戸　猪文　5 番　狩生　哲廣
8 番　田嶋　義生　10 番　御手洗　大悟　12 番　吉良　勝彦　13 番　工藤　雄一
15 番　塩月　吉伸　16 番　河野　周一　17 番　三又　勝弘
出席農地利用最適化推進委員：佐伯 2 区 清田　馨　佐伯 3 区 安藤　博　佐伯 9 区 林　寛
佐伯 10 区 疋田　定　佐伯 11 区 後藤　彰　上浦区 白田　一男　弥生 1 区 大石　太士
本匠 1 区 川野　源治　宇目 1 区 岡田　安代　宇目 3 区 小里　豪　直川 1 区 曽根田　正弘
欠席農業委員：3 番　市川　一清　6 番　黒岩　眞由美　7 番　尹田　寿志　9 番　高畠　千恵美
11 番　小野　隆壽　14 番　谷川　享宏
事 務 局：事務局長 穴見　哲男　総括主幹 染矢　公博　副主幹 山田　祐郎　副主幹 田中　眞二
事務員　井上　真吾
農 林 課：総括主幹　下川　秀文　副主幹　泉　由香

議事日程

第１　欠席委員の報告
第２　議事録署名委員の指名
第３　農地案件の件数ならびに面積総括表について
第４　議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
その他　①農用地利用集積計画（案）について(農林課)
②利用権設定の推進について（お願い）(農林課)
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
④農業委員会事務の実施状況等の公表について
⑤おおいた「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」について

事務局長：皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年第 7 回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は、3 番市川一清委員、6 番黒岩眞由美委員、7 番夛田寿志委員、9 番高畠千恵美委員、11 番小野隆壽委員、14 番谷川享宏委員となっております。農業委員 17 名中、本日の会議の出席者は 11 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員 27 名中 11 名の出席をいただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、5 月 29 日付けで許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をよろしくお願いします。

会　　長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議　　長:それでは議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思います。本日の議事録署名人は、15 番の塩月委員、それと 16 番の河野委員にお願いいたします。それでは事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局長：それでは、議案書の 2 ページをお開きください。本日の案件につきまして、農地法第 3 条、件数が 4 件、田が 867 ㎡、畑が 1,969 ㎡、合計面積が 2,836 ㎡。農地法第 4 条につきましては、件数が 4 件、田が 6,768 ㎡、畑が 252.96 ㎡、合計面積としまして 7,020.96 ㎡。農地法第 5 条、件数が 3 件、田が 946 ㎡、畑が 559 ㎡、合計面積としまして 1,505 ㎡。総合計としまして、件数が 11 件、田が 8,581 ㎡、畑が 2,780.96 ㎡、合計面積が 11,361.96 ㎡となっております。以上の案件を提案いたします。

議　　長：それでは、議事に入りたいと思います。第 18 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番より事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しております管内図とゼンリン地図を御参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりです。まず、3 条の 1 から説明させていただきます。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地及び農地です。譲受人は、自己所有農地及び借入地で栗を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は主に譲受人夫婦で行っているとのことです。農地取得後は、栗を耕作いるとのことです。取得後の耕作面積は 69.38ａ、6938 ㎡となり、宇目地域の下限面積 40ａ以上となります。今後耕作を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。担当推進委員から特に問題ない旨の意見書が提出されています。

議　　長：3 条の 1 番、売買による所有権の移転 4 筆についての説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。それでは 1 番について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで許可したいと思い

ます。それでは2番の説明をお願いいたします。

事 務 局：続いて3条の2を説明させていただきます。今回の申請は、譲渡による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有農地で、ジャガイモ、ニンニク、イチジク等を耕作しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は主に譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は、ジャガイモを耕作するとのことです。取得後の耕作面積は46.78ａ、4678㎡で上浦地域の下限面積20ａ以上となります。今後耕作を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。担当推進委員からも特に問題ない旨の意見書が提出されております。

議　　長：3条の2番の説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで許可したいと思います。続きまして、3条の3番をお願いいたします。

事 務 局：続いて3条の3を説明させていただきます。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、世帯所有農地で米、栗、ミカンを耕作しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は主に譲受人と父の2人で行っているとのことです。農地取得後は栗を耕作するとのことです。取得後の耕作面積は、155.92ａ、15,592 ㎡で直川地域の下限面積 40ａ以上となります。今後耕作を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。担当推進委員から特に問題ない旨の意見書が提出されております。

議　　長：3条の3番について説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので、3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで許可したいと思います。それでは4番の説明をお願いいたします。

事 務 局：続いて3条の4を説明させていただきます。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有農地で米、野菜を耕作しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は主に譲受人夫婦と孫の3人で行っているとのことです。農地取得後は、野菜類を耕作するとのことです。取得後の耕作面積は、48.53ａ、4,853 ㎡となり佐伯地域の下限面積40ａ以上となります。今後耕作を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。担当推進委員から特に問題ない旨の意見書が提出されています。

議　　長：ただいま3条の4番について説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので3条の4番について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで許可したいと思います。それでは第19号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：4 条の 1 について説明いたします。申請地は、土地改良事業による圃場整備が行われた第 1 種農地の田です。事務所及び資材置場用地としての用途による申請ですが、平成 10 年 5 月 10 日に許可を得ないまま資材置場として使用していました。現在既に利用しており、今回始末書を添付しての申請です。新たに工事を行うことはなく、現状のまま利用するので周囲に影響はありません。また、雨水は自然浸透します。宮の下水利組合からの意見書が添付されております。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。なお、申請地は第 1 種農地ということで転用は原則不可ですが、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し許可要件を満たしていると思われます。

議　　長：ただいま 4 条の 1 番について事務局から説明がありました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。ないようですので、4 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで進達したいと思います。続きまして 4 条の 2 番について説明をお願いいたします。

事 務 局：4 条の 2 について説明いたします。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請ですが、平成 26 年 2 月ごろに許可を得ないまま住宅の敷地として造成しました。現在既に利用しており、今回始末書を添付しての申請です。新たに工事を行うことはなく、現状のまま利用するので周囲への影響はありません。また、水利権はありません。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。

議　　長：ただいま 4 条の 2 番について説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。ないですか。それでは 4 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）4 条の 2 番は賛成多数ということで進達したいと思います。続きまして、4 条の 3 番について説明をお願いいたします。

事 務 局：4 条の 3 について説明いたします。申請地は、農業振興地域内にある農用地の田です。農地造成用地としてかさ上げを行う計画です。造成後畑として牧草を作付けする計画です。隣地には L 字擁壁を設置し、農道と水路側には安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出等の被害はないと思われます。水利権はありません。担当推進委員さんからも、問題ない旨の意見書を添付いただいております。

議　　長：ただいま 4 条の 3 番について説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。はい、どうぞ。

10 番委員：かさ上げということで、何センチぐらい上げる予定かわかりますか。

議　　長：事務局、かさ上げの高さを。

事 務 局：1.2m上げる計画になっています。

10 番委員：道路と同じ高さですか。

事 務 局：そうです。

議　　長：ここは、聞くところによりますと水が出たら水中ポンプ等で、浸かるということで結構高く上げてやらないと湿田みたいなんですよ。田植えとかそんなのが出来ないので、とにかく埋めて畑としてやりたいということです。他にございませんか。なかったら 4 条の 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで進達したいと思います。続きまして、4 条の 4 番について説明をお願いします。

事 務 局：4 条の 4 について説明いたします。申請地は、農振地域内にある農用地の田です。農地造成用地としてかさ上げを行う計画です。かさ上げは 1.2m行う計画です。平成 27 年ごろから杉苗のポット栽培を行っていたところ、昨年台風の被害にあったため、かさ上げを行い台風被害に対応できる農地にしようと考えました。農道部はコンクリートブロックを設置し、水路部は境界より 50 ㎝の間隔を空けて､1 対 2 の安定勾配で盛土を行うため土砂の流出等の被害はないと思われます。本匠浜後水利組合からの意見書が添付されております。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。

議　　長：ただいま 4 条の 4 番について説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので、4 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）賛成全員ということで進達したいと思います。続きまして、5 条の 1 番について説明をお願いいたします。

事 務 局：5 条の 1 について説明いたします。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請ですが、平成 10 年頃から住宅の敷地として利用していました。現在既に利用しており、今回始末書を添付しての申請です。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。水利権もありません。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。

議　　長：ただいま 5 条の 1 番について説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないようですので、5 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで知事に進達したいと思います。続きまして 5 条の 2 番について説明をお願いいたします。

事 務 局：5 条の 2 について説明いたします。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。一般住宅用地として利用する計画です。譲受人の家族が増えたことや生まれ育った土地に家を建てたいという希望から新たに住宅を建築することになり

ました。コンクリートブロックを設置するため、土砂等の流出等はないと思われます。また、建物は平屋建てですので日照の被害もないと思われます。排水は合併浄化槽を設置し、集落排水に繋ぎこみます。また、水利権はありません。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。

議　　長：ただいま5条の2番について説明がありました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないですか。それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで承認したいと思います。続きまして5条の3番について、〇番委員の〇〇委員は申請者本人であることから、佐伯市農業委員会規則第10条により議事に参与することができませんので退室をお願いいたします。

（〇番委員退室）

議　　長：それでは5条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：5条の3について説明いたします。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。太陽光発電施設用地として利用する計画です。太陽光パネルを240枚設置します。譲渡人が高齢であることと、昨年の台風の被害により耕作を続けていくことが困難となりました。現状の高さのまま利用するため、土砂の流出等の被害はないと思われます。太陽光パネルの高さも1.4mであり日照の被害もないと思われます。雨水は自然浸透します。また、水利権はありません。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。

議　　長：ただいま5条の3番について説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。〇〇委員の入室をお願いいたします。

（〇番委員入室）

議　　長：ただ今4条の4件、5条の3件については多数の意見を附して知事に進達したいと思います。これにて10分間休憩したいと思います。

（10分間休憩）

議　　長：それでは再開したいと思います。それでは、その他に入りたいと思います。農用地利用集積計画（案）について、農林課泉さんお願いします。

農 林 課：こんにちは。農林課の泉です。よろしくお願いします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画

（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 33 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 1 年は 2 筆で 3,871 ㎡、契約期間 2 年は 1 筆で 1,134 ㎡、契約期間 3 年は 1 筆で 2,771 ㎡、契約期間 5 年は 15 筆で 8,860 ㎡、契約期間 10 年は 14 筆で 18,161 ㎡、これらを合計すると 33 筆で 34,797 ㎡となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画（案）の方で説明がございます。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

議　　長：ただいま農用地利用集積計画（案）について説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

10 番委員：農地集積計画の契約期間 1 年の所ですが、賃借の金額が非常に高いのですが別に間違いというわけではなく、この金額ということでよろしいですね。

議　　長：説明できますか。はい。

農 林 課：双方の話し合いにより、1 反 3 万円ということで契約になっておりますので、それを基にこの金額を提示しております。

議　　長：他にございませんか。ないようですので、農用地利用集積計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。それでは、利用権設定の推進についてお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところですが、満期到来者分については、該当される委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合は御協力の程よろしくお願いします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは 6 月 20 日としています。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしくお願いします。

議　　長：今月は 6 月 20 日ということですのでよろしくお願いします。続きまして農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願いいたします。皆様のお手元に配布しております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。1 枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は、平成 30 年 8 月 1 日開始分です。契約期間 5 年の田、4 筆、面積 2,273 ㎡、契約期間 10 年の田、13 筆、面

積 14,192 ㎡、今月は田、17 筆、面積 16,465 ㎡となっております。詳細につきましては、2 枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載しております農用地貸付調書を添付しておりますので御確認ください。簡単ですが以上で説明は終わりますので審議の程よろしくお願いいたします。

議　　長：ただいま農用地利用配分計画（案）について説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので、農用地利用配分計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで農用地利用配分計画（案）について承認したいと思います。続きまして、農業委員会事務の実施状況等の公表についてお願いいたします。

事 務 局：前回の農業委員会におきまして、お手元にあります平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と同じく平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ということで案を出させていただきまして御意見があればということで御呈示しておりましたが、皆様から特に御意見はなかったようにありますので今回出している案に基づきまして公表させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　　長：どなたか何かありますか。何もなければ続きまして、おおいた「新・農地を活かし担い手を応援する運動」について説明をお願いいたします。

事 務 局：そちらも平成 29 年度は実績、平成 30 年度は計画（案）として御呈示させていただいております。こちらは農業会議の方に提出するものとなっております。集積や人・農地プランの関係の目標や実績を書いております。こういった形で御報告させていただきますので御提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

議　　長：その他について何かございませんか。はい、どうぞ。

12 番委員：5 月 18 日にさいき農業サポート人材バンクというのが大分合同新聞に載っておりました。皆さんご存知ですか。これについて事務局のほうで何かわかっていることがあれば。というのが、農業委員会にこの提案があったのかどうか、私がうっかりして聞いてないのかどうかわからないんですが、新聞で見ると佐伯市農業委員会との関わりが全然載ってないんですが、どうなのかなという最初の疑問です。事務局の方に事前に何かありましたか。

事務局長：その話は受けておりません。

議　　長：事前に吉良委員さんからこれについて言っていいかという報告がありました。私の方にも全然聞いてないので、これは農業委員会の中で言うとのことだったので、言ってくださいという話で待っていたんですけども、本来は農林課が窓口になっているんです。その時に言ってくれるのかと待っていたんですけども、吉良委員さんが言うとおりなんです。これは 4、5 年前になると思います。皆さんの中には農業委員さんになってなかった人もいらっしゃいますので説明

しますけれども、今施設園芸等している方が半年間一生懸命生産活動をするけども、後の半年間というのは人を雇っても半年間は休むような状態になるので、そういう時にＡの方の半年間とＢの方の半年間を合わせて周年通して人材が雇用できるような人材バンクを佐伯市も設けてほしいということで佐伯市に建議として出しました。それも建議だけじゃなく、いろんな協議会の中で申入れを農業委員会の委員がしたんです。今回たまたま人材バンクが設立されましたという中で農業委員に何の一言も連絡がなかったとそれは怒るのが当然ですよ。だからそういう所もやっぱり皆さんに目を光らせておいて欲しいと、何で農業委員が出らんのかと、佐伯市の農業分野については、農業委員というのは農業分野では長ですので、やっぱりそういう所を度外視されて、物事の甘い所だけ持っていかれたら農業委員の立場もないと私は思います。皆さんどういうふうに思うかわかりませんけど、今回だけは吉良委員が言ってきてそのとおりですと私は言いました。農林課の方には事務局長を通じて苦情は言いたいと思います。

12 番委員：今の件でもう少しよろしいですか。この人材バンク的なことは今日は出席されてませんけど谷川委員さんも 2、3 年前からそういうことを言われてました。どうでも人が足らないという時があるということで、バスなんかを利用してお年寄りなど遊んでいる人をバスで連れて行ってあげるとかそういう話。コミュニティバスを佐伯市に起こしてもらったらどうかなと。コミュニティバスも出ましたけど、佐伯市はあちこちにコミュニティバスが回っています。殆ど乗ってなかったり、利用者もパチンコに行くのに利用したり、状況の話も聞きました。だからそういう横のつながりが官公庁は足らないと前々から言ってます。建築許可にしても、農業委員会に話がないから、ああいう無届出で出たと、それを農業委員会が許可を出すのに責任を持たなければいけないような状態が起こりうる。それは、私は会長とも話をして、会長が責められるそれじゃあまずいんじゃないのかということ。逆に行政の方は、横のつながりをもう少ししっかりしてもらわないと、変なところで農業委員だけに責任を振られるというようなことです。勿論農業委員会にも責任があったと思います。もう少し言わせていただくと、3、4、5 条、今までは、以前の農業委員会では非常に時間がかかっていました。農業委員会というのは農業を発展させるための一番大事な役割をしているんじゃないかと。山田会長とそういう面での話をして、そういう時間に時間を費やそうやと、むしろやっとその方向になっているんです。そしたらこの人材バンク、なんでこんなのが農業委員会に話がないのかと呆れてしまったかなという感じです。だけど、これそのものは悪いことではないです。これを更に充実するためにはどうするかというのはやはり話し合っていかなければいけないと。ただ一つ気になるのは農業者はこの中で、農業者、雇う方と雇われる方と双方が話し合って労働契約を結ぶというような話になっています。これ農業者、ここにいる皆さん労働契約のことわかっている方どれだけいますか。恐らくいないと思います。そのへんも含めてもう少しちゃんとしていかないとま抜けが出てきて、途中で事故が起きた時にという話になってきます。そういう大事な話の所が抜けているなという気がしています。

事 務 局：8 月 2 日が推進委員さん、農業委員さん全員集まるということで、その場で御説明はする予定でしたということで農林課の方からの回答がありました。

17 番委員：この件は私と会長が、会長、副会長になって佐伯市農業振興協議会、この場で雇用がどうのこ

うのと、まだ出来ないじゃないかと言ったら、今年しますということで、その場での結果がこれだろうと思います。最初の話がどっから入ってこういう体制がとれたかということを役所の方で遡って何処から来たからこうなったのかというのは昔からの連絡と横の連絡が取れてないからこうなったんだろうと思います。ですから吉良さんのおっしゃるとおりで、そうしていかないと農業委員会とか何とかというちゃんとした会に上げてきて、こういうことと皆さんに振っていかんと、折角作ったものも機能しないとか役に立たないとか使われないようにならないかなと私も思いますので、後付けでしょうけど8月2日で説明会があるということで期待していますので。

12番委員：事務局の方もそのへん御承知おきをお願いしたいと思います。

議　　長：他にございませんか。無いようでしたら局長お願いします。

事務局長：次回の開催は7月3日火曜日、午後2時から市役所6階第2委員会室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは閉会のあいさつを副会長よろしくお願いします。

17番委員：これをもちまして、平成30年第7回農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。

（15時00分閉会）